



## 平成29年度の西都市国保特定健診が始まりました

### ◇健診の流れ◇

- 4/1～5/31 保険証で特定健診の受診ができます  
事前に医療機関へ電話予約をお願いします。  
詳しくは「知っ得ガイド」をご覧ください。
- 6/1～ 対象者には、5月下旬に受診券を送付します。  
集団健診日程などの詳細については、受診券同封のチラシを  
ご覧ください。

※いずれも自己負担金は無料です。

### ◇平成29年度の集団特定健診に

#### 胃がんリスク検診（ABC検診）が新しく加わりました◇

この検診は、血液検査によるヘリコバクター・ピロリ抗体検査とペプシノゲン検査の2つを組み合わせ、胃がんになりやすい状態かどうかをA、B、C、Dの4段階に分類する検査です。

この検診は、直接胃がんを見つける検診ではありませんので、精密検査が必要となった場合は、必ず内視鏡検査を受けましょう。

- 自己負担金：1,000円
- 対象者：40～74歳の国民健康保険加入者  
集団特定健診との同時実施のみに限ります。

胃がんリスク検診において以下に該当される場合は、対象外になります。

- 上腹部の痛み、食欲不振、吐き気などの上部消化器症状のある方
- 食道、胃、十二指腸の疾患で治療中の方
- 2か月以内に、胃酸分泌抑制剤の中でプロトンポンプ阻害薬服用中の方
- 胃切除後の方      ● 腎不全の方
- ピロリ菌除菌治療を受けたことがある方

### ◇集団特定健診が「さいとくポイント対象事業」になります◇

集団特定健診は300ポイント、結果提供は500ポイントになります。  
是非、健診を利用してポイントを貯めましょう。

※特定健診は、集団健診のみが対象です。

※結果提供については、特定健診と同じ項目を満たす場合に限りです。

### ◇検査結果提供の協力お願い◇

医療機関を定期的に受診し血液検査等を受けている方、職場の定期健康診断を年1回受けている方は、その検査結果を特定健診と見なしてお預かりすることができます。

特定健診の目的は、病気にならないためにいち早く異常を発見することです。治療中の方は検査結果提供により、治療以外の生活習慣病の予防及び早期発見に役立てることが出来ます。そして、地区担当の保健師等による保健指導を利用することも出来ます。是非、ご理解の上、検査結果の提供にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 必要な検査結果

1. 問診
2. 身長・体重・BMI・腹囲
3. 血圧
4. 脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
5. 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GTP）
6. 血糖検査（空腹時血糖 または ヘモグロビンA1c）
7. 尿検査（糖、蛋白）※1、2、3は、健康管理課で確認することができます。

### ご提供いただくことによるメリット

- ・ 特定健診の受診に代えることができます。
- ・ 保健指導（健康相談）を無料で受けることができます。

### 提供先 健康管理課 国保係 43-0378

※検査結果提供時の必要物品：保険証、特定健診受診券、検査結果

※ご提供いただいた検査結果は、個人情報保護を厳守し、特定健診業務以外に使用しません。

（文書取扱：健康管理課 国保係 43-0378）

## 西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ

国民健康保険では、毎年度、30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施しています。病気にかからず健やかに生活するためにぜひ受診してください。

### 1. 対象者

西都市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳に到達する方が対象となります。

#### ◆この期間内に生まれた方が対象者です◆

- 30歳（昭和62年4月2日から昭和63年4月1日まで）
- 35歳（昭和57年4月2日から昭和58年4月1日まで）
- 40歳（昭和52年4月2日から昭和53年4月1日まで）
- 45歳（昭和47年4月2日から昭和48年4月1日まで）
- 50歳（昭和42年4月2日から昭和43年4月1日まで）
- 55歳（昭和37年4月2日から昭和38年4月1日まで）
- 60歳（昭和32年4月2日から昭和33年4月1日まで）
- 65歳（昭和27年4月2日から昭和28年4月1日まで）

### 2. 検査内容

基本検査項目	身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査、生化学的検査、胸部X線、エコー（腹部）、心電図、上部消化管検査（胃X線透視または胃内視鏡検査）
下部消化管検査	全大腸内視鏡検査
頭部検査	頭部MR I・MR A検査

### 3. 自己負担金

受診される項目により自己負担額が異なります。自己負担していただく金額は、通知ハガキにてご確認ください。

### 4. 受診医療機関

市が指定した市内医療機関で受診していただきます。詳しくは申込時にご説明いたします。

### 5. 申込定員 合計300名程度（定員になり次第締め切ります）

※ただし、次の方は簡易人間ドックの申込みや受診ができない場合がありますのでご注意ください。

- ① 受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外となります。
- ② 平成29年4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。
- ③ 保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。
- ④ 現在、かかりつけ医療機関があり通院等をされている方は、主治医にご相談のうえ、お申込みください。
- ⑤ 平成29年4月から「さいとくポイント制度」がはじまります。簡易人間ドックは300ポイントになります。詳しくは申込時にご説明いたします。

※申込受付は6月頃を予定しています（現時点では申込みは受け付けていません）。

※対象となる方には、申込受付の開始前に通知ハガキを郵送いたします。

※40歳以上の方は、同年度内で助成を受けられるのは特定健診または人間ドックのどちらか一方のみになります。今年度人間ドック受診希望の方は、特定健診を受診されないようご注意ください。（受診券は人間ドック申込時に必要ですので、保管しておいてください）

（文書取扱：健康管理課 国保係 43-0378）

## 肺がん集団検診（40歳以上）のご案内

肺がんは、がんの中でも転移しやすく、進行も早いといわれており、治りにくいがんのひとつです。

しかし、早期の段階で見つけることができれば治すことができます。西都市では、ヘリカルCTによる肺がん集団検診を実施します。

【対象】 西都市住民で40歳以上の方（年度内に40歳となる方も含む）

※以下に該当する方は、集団検診を受診できませんので、医療機関にご相談ください。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ②ペースメーカーを装着している方
- ③医療機関にて定期的に肺の病気で治療中・経過観察中の方
- ④かかりつけ医師の指示により検査を受けることができない方

【内容】 低線量ヘリカルCT（放射線被爆量を極力抑えたCT検査）

10秒間の息止めの間に、寝台に横になっている受診者の周りをX線装置が回転して撮影を行います。

撮影データをコンピュータで断面画像に再編成し、異常の有無を判断します。

【料金】 3,000円

※西都市国民健康保険の方は1,500円。保険証を持参して下さい。

※下記に該当する方は、無料です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方（市役所税務課発行の世帯の課税証明を提示）
- ④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【集団検診日程】（完全予約制）

検診日	曜日	受付時間	定員	検診場所	申込締切
6月7日	水	9:00～15:30	110名	西都市 保健センター	5月2日
6月8日	木	9:00～15:30	110名		5月2日
6月21日	水	9:00～15:30	110名		5月17日
6月29日	木	9:00～15:30	110名		5月25日
※10月15日	日	9:00～15:30	100名		8月15日
※11月18日	土	9:00～15:30	100名		8月15日
12月4日	月	9:00～11:30	60名		8月15日

※10月15日、11月18日の午前中は、西都市国保特定健診および後期高齢者健診を受診される方のみ対象となります。

【申込先】

西都市役所 健康管理課 健康推進係 43-1146

※定員になり次第締め切りとなりますので、早めのお申し込みをお願いいたします。

※申込者には、事前に問診票等を郵送いたします。

65歳以上の方は、肺がん検診を受けると結核検診（レントゲン検診）を受けることができません。肺がん検診を受けられた方には、結核検診のご案内は送付しませんのでご注意ください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

## 胃がん集団検診（40歳以上）のご案内 「なんともない そんな時こそ検診へ」

胃がんは日本人が2番目に多くかかるがんです。検診で見つかる胃がんの約70%が早期の胃がんであり、早期発見・早期治療ができれば『治るがん』と言われています。症状がなくても年に1回の検診を受けることが大切です。

【対象者】 西都市住民で40歳以上の方（年度内に40歳になる方も含む）

【料金】 1,200円

※西都市国民健康保険の方：500円（保険証を持参）

※JA西都女性部に加入している本人・家族：700円（助成券を持参）

※下記に該当する方は、**無料**です。

①満70歳以上の方（保険証を提示）

②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方  
（保険証を提示）

③市民税非課税世帯の方（市役所税務課発行の世帯の課税証明を提示）

④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【集団検診】胃部X線検査（バリウム法）※申込は随時受け付けています。

日程	受付時間	検診場所	申し込み期限
5月16日（火）	8：00～8：15	J A東米良支所	5月9日（火）
5月16日（火）	9：30～9：45	児湯広域森林組合 ゆず事業所	5月9日（火）
6月14日（水）	7：40～9：00	コミュニティセンター	6月7日（水）
7月12日（水）	7：40～9：00	コミュニティセンター	7月5日（水）
9月6日（水）	7：40～9：00	コミュニティセンター	8月30日（水）

※申込者には事前に検診受診票を郵送いたします。

【持ってくる物】 保険証、自己負担金、がん検診受診券はがき、検診受診票

【申込み先】 健康管理課 健康推進係 （43-1146）

【禁忌事項】

下記の方は、集団検診は受診できません。医療機関にご相談ください。

①医療機関にて定期的に胃の病気で治療中であつたり、経過を観ている方

②過去にバリウムによるアレルギー症状があつた方

③消化管の病気（穿孔、閉塞、腸捻転、出血）の既往のある方

④1年以内に消化管疾患や呼吸器疾患、心疾患の手術をされた方

⑤1年以内に心筋梗塞や脳梗塞等を発症したことがある方

⑥腎疾患（透析）や心疾患（心不全）のため、水分制限のある方

⑦普段からむせやすい、過去にバリウムでむせたことのある方

⑧自分でバリウムが飲めない方、台に上がることができない方

⑨胃の全摘手術を受けられた方

⑩過去にバリウムの排便困難で医療機関を受診したことがある方

⑪体重120kg超過の方

⑫妊娠中または妊娠の可能性のある方

※④⑤について、1年以上経過している方は、かかりつけ医師にご相談のうえ申込みください。

その他、下記の方は、医療機関での検査をお勧めしますが、受診希望の方は、かかりつけ医師にご相談のうえ申込みください。

脳血管障害の病歴のある方、人工肛門の方、低血糖の方、  
5年以内に胃・食道・大腸の手術を受けた方

【受診する際の注意事項】

検査前日の夜9時から検診終了までは食事はしないでください。

当日の朝は、水・お茶も飲まず、たばこも吸わずに来てください。

お薬を飲まれている方は当日の服薬について主治医にご確認ください。

検査は体調の良い時に受けるようにしましょう。

※年に1回、集団検診か個別検診のいずれかで受診してください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

## 平成29年度 乳がん検診のご案内

日本人女性がかかるがんの中で第1位となっている乳がん。12人に1人が乳がんになる時代です。30歳を超えると増えはじめ、40歳代～50歳代で最も多く見られます。早期発見のために、ぜひ乳がん検診を受けましょう。

- 対象：西都市在住で、30歳以上の女性（年度年齢）  
（ただし、市の補助は2年に1度になりますので、平成28年5月1日から平成29年2月28日までに受けられた方は対象外）
- 内容：問診・マンモグラフィ検査・超音波検査
- 料金：3,000円  
 ※西都市国民健康保険の方は1,500円（保険証を提示）  
 ※農協女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）  
 ※満70歳以上の方、65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方は無料（保険証を提示）  
 ※市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は無料（証明書を提示）  
 ※前年度に4歳になられた方は無料（保険証を提示）

### ●実施医療機関

大塚病院	日程：5月13日(土)、6月3日(土)、8月5日(土)、9月9日(土)、10月21日(土)、1月6日(土)
鶴田病院	日時：5月1日～平成30年2月28日まで 平日の午後2時～
ブレストピア宮崎病院	日時：5月1日～平成30年2月28日まで 平日の午後1時30分、2時、2時30分
All About Breast 乳腺外科クリニック	日時：5月1日～平成30年2月28日までの診療時間（土日、休日も実施） ※第2・4日曜、年末年始は休診
まつ婦人科クリニック	日時：5月1日～平成30年2月28日までの診療時間内 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます

※集団検診（ブレストピア宮崎病院より保健センターにバスが来ます）

日時：11月1日(水)、11月2日(木)、11月13日(月)、12月3日(日)、1月27日(土)の9時～15時30分、1月29日(月)のみ13時～18時30分

【申込み先】健康管理課 健康推進係 43-1146

(文書取扱：健康管理課 健康推進係)

## 臨時福祉給付金（経済対策分）申請の 夜間受付及び各地区館（支所）受付について

臨時福祉給付金（経済対策分）申請の夜間受付と各地区館（支所）受付を次の日程で行いますのでお知らせします。

### ★夜間受付★

4月24日（月）～4月26日（水）は午後7時まで受付します。  
場所は西都市コミュニティセンター2階です。

### ★地区館（支所）受付★

4月17日（月） 三納地区館（支所） 1階和室  
4月18日（火） 都於郡地区館（支所） 1階和室  
4月19日（水） 穂北地区館（支所） 集会室  
4月20日（木） 三財地区館（支所） 1階和室  
4月21日（金） 東米良地区館（支所） 1階講堂

※各地区館での受付は午前9時から午後4時までです。

※上記期間中は西都市コミュニティセンター2階でも受付します。

※申請書に返信用封筒を同封していますので郵送でも申請できます。

郵送での受付は7月31日までの消印有効です。

お問合せ先：西都市臨時福祉給付金対策室 32-1020

（文書取扱：福祉事務所）

## 身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免のお知らせ

自動車税は、毎年、4月1日現在の登録名義人に課税され、平成29年度の納期限は、5月31日（水）となっています。

障がい者の方のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、5月31日までに申請すれば、自動車税が減免されます。

下記において身体障がい者等減免申請の受付を行っていますので、詳しくはお問い合わせください。

場 所 : 宮崎県高鍋県税・総務事務所  
期 日 : 4月3日（月）～5月31日（水）までの平日  
時 間 : 午前8時30分～午後5時15分

場 所 : 宮崎県西都総合庁舎 県税窓口  
期 日 : 5月11日（木）・18日（木）・25日（木）  
時 間 : 午前9時10分～午前12時、午後1時～午後4時

※身体障がい者等減免は、5月31日（水）までに申請しないと受けられませんのでご注意ください。

### 【お問合せ先】

宮崎県高鍋県税・総務事務所 0983-23-0213  
宮崎県西都総合庁舎県税窓口 0983-43-2121

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係 43-1206）

## 軽自動車税の減免について

平成29年度軽自動車税の減免申請について、下記のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。なお、平成27年度～平成28年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。

### 1. 必要書類

提出期限

平成29年5月31日(水)

#### 【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税減免申請書（税務課もしくはホームページにあります）（※納税義務者の個人番号の提示が必要となります）  
②運転免許証 ③自動車検査証（車検があるもの） ④納税通知書（5月上旬発送） ⑤申請者（納税義務者）の印鑑  
⑥障がいを証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳） **【次ページ別表参照】**

#### 【生計同一者が運転する場合】

- ①～⑥、⑦通院・通学・生業等の証明書（病院・学校・事業所等が証明するもの）  
※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族（配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内）

#### 【常時介護する者が運転する場合】

- ①～⑥、⑧福祉事務所の交付する「軽自動車税等に係る常時介護証明書」  
※常時介護する者…障がい者等のみで構成される世帯において、通院・通学等のために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

### 2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの（営業用は不可）  
(2) 所有者の名義が障がい者本人であること（以下の①②を除きます）  
①所有者の名義が生計同一者でよい場合 ※障がい者が18歳未満（4月1日）の場合  
※障がい者が療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合  
②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売等で自動車販売会社等が所有権を留保している場合  
(3) 障がい者本人が運転者であること（以下の①②を除きます）  
①生計同一者が運転者でよい場合 ※障がい者の半年（申請の日以降6ヶ月）以上を見込む通院・通学（通所）・生業等のために週1回以上使用していること  
②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の1年以上を見込む通院・通学（通所）・生業等のために週3回以上使用していること  
(4) 自動車税（県税）を含め、障がい者1人につき1台のみ  
※自動車税・自動車取得税についても同様な減免措置があります。詳しくは高鍋県税事務所（0983-23-0213）におたずね下さい。  
ただし、自動車税の減免と軽自動車税の減免を重複して受けることはできません。

### 3. その他の減免制度（※詳しくはお問い合わせください。）

- 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 ○その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等  
<次ページへ続く>



**【別表】 減免の対象となる障がい者**

◎身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
視覚障害	1級～3級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)	1級、2級の1及び2級の2(両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある者に限る)	
下肢不自由(下肢機能障害)	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由(体幹機能障害)	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障がいがある者に限る)
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級	
併合障害	1級～4級	1級～3級

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人の運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
精神障害	障害等級 1級	

上記に関して、不明な点がございましたら、お問合せ先へご連絡ください。

◎戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項症(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)	特別項症～第3項症	
下肢不自由(下肢機能障害)	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由(体幹機能障害)	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	特別項症～第3項症	

◎療育手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は常時介護者運転
知的障害	総合判定A	総合判定 A (ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む)

(文書取扱・お問合せ：税務課 市民税係 32-1009)

## 住宅取得等に対する助成のお知らせ

市では、人口減少対策として、移住・定住の促進に取り組んでいます。その対策の一環として、市では新規で住宅の取得や賃貸住宅にお住まいの方への助成を行うこととしておりますので、次のそれぞれの要件に該当する方は、下記問合せ先までお問い合わせください。なお、いずれの助成金につきましても、自治会への加入などの条件がありますので、詳細につきましては、総合政策課まで直接ご連絡ください。

### ●住宅取得等助成

平成29年4月1日以後に住宅の取得または改修を行った方で、世帯主又はその配偶者が40歳未満の世帯または中学生以下の子どもを養育している世帯が対象となります。助成内容は次のとおりです。

住宅の取得または改修の種別		助成金額	加算
新築住宅の工事を行った方 または新築住宅を購入された方	西都市内の事業者を介している場合	上限50万円 (※転入者の場合は、100万円)	中学生以下の子どもを養育している場合、中学生以下の子ども1人当たり10万円を左記の金額に加算します。
	市外業者の場合	上限20万円(転入者の場合は、70万円)	
中古住宅(新築住宅以外の住宅)を購入された方		上限30万円(転入者の場合は、50万円)	
住宅改修を行った方		上限20万円	なし

※転入者：平成28年4月1日以後に西都市に転入した方であって、過去3年間西都市に住民票を有したことがなく、かつ、転入後6か月以内の方をいいます。

### ●住宅家賃助成 賃貸住宅にお住まいの方のうち、条件を満たす方が対象となります。助成内容は次のとおりです。

要件	助成金額	加算
平成28年3月1日以後に西都市に転入した方であって、過去3年間西都市に住民票を有したことがない方 (中学生以下の子を自ら養育し、その子と同居している方に限ります)	家賃の月額から住宅手当等を差し引いた額の2分の1(上限1万円)	中学生以下の子どもを2人以上養育している場合2人目以後の子ども1人当たり5,000円を左記の金額に加算します(上限あり)。
新婚世帯(過去1年以内に婚姻の届出をされた方)	家賃の月額から住宅手当等を差し引いた額の2分の1(上限5,000円)	転入者である場合、5,000円を左記の金額に加算します(上限あり)。

### ●問合せ先 総合政策課さいとアピール係 32-1011

(文書取扱：総合政策課)

## 平成29年度 農作業料金（参考）について

※この表は、10a 当たりの標準的な賃金です。

※稲刈りについて倒伏等により作業困難な場合は、その困難の程度により標準賃金に上乘せしてください。

※飼料用イネ等について、紙・ラッピングフィルム等は上記作業料金に含まれておりません。

※圃場条件・作業内容などが通常と異なる場合には、「たのむ人」・「たのまれる人」が相談して決めてください。

作 業 種 目	単 位	金額 (円)	備 考		作 業 種 目	単 位	金額 (円)	備 考	
荒 田 耕 起	10a 当たり	5,000		飼 料 用 イ ネ 等	刈取	ディスクモア	10a 当たり	2,000	
荒 田 代	〃	3,000			反転・集草	テッダーレーキ	〃	1,000	1 回当たり
機 械 畦 ぬ り	1m 当たり	46				ヘイメーカー	〃	1,000	1 回当たり
植 田 代	10a 当たり	4,000			刈取から反転・集草まで		〃	5,500	反転3回・集草1回の時
荒田 ～ 仕上げまで	〃	10,200			梱包	ヘイベラー	1ヶ	130	
田植（機械植え）	〃	5,600	施肥を含む6,000円			ロールベラー	〃	1,000	1.0m カッティングロールは300円高
荒田 ～ 田植まで	〃	15,800	請仕事（畦ぬり含む）			ロールベラー	〃	1,200	1.1m カッティングロールは300円高
コンバイン刈り取り	〃	13,400	補助員別途			ロールベラー	〃	1,500	1.2m カッティングロールは300円高
バインダー刈り取り	〃	6,000				ロールベラー	〃	1,700	1.3m カッティングロールは300円高
ハーベスター	〃	4,500			ラッピング	ラッピング マシーン	〃	1,500	1m～1.1m
脱穀 （ハーベスター含む）	1袋	300	コンバイン用袋 30kg			〃	〃	2,000	1.2m以上
稲 わ ら 梱 包	10a 当たり	5,000			ロール運搬		〃	200	1km 未満
一 般 作 業	8時間	5,800					〃	400	2km 以上は500円
時 間 賃 金	1時間	714			ロール梱包からラッピングまで		〃	2,300	1m 未満
							〃	2,500	1.0m カッティングロールは300円高
				〃			3,300	1.2m カッティングロールは300円高	
				〃			3,500	1.3m カッティングロールは300円高	

（文書取扱：農業委員会）

## 西都市 6次産業化推進事業補助金のご案内

～ 6次産業化を目指す農林漁業者の皆様へ ～

市では、農林漁業者の所得向上を図るため、本市の農林漁業者が生産等を行った農林水産物を加工・販売する6次産業化の取り組みに対して補助金を交付します。

### ■補助内容

事業名	施設整備等事業	商品開発等事業
対象経費	本市の農林水産物の新たな加工に必要となる施設の整備、機械の導入に要する経費 ※申請者が既に取組んでいる加工に関する施設整備や機械導入・更新等は認められません。	○本市の農林水産物や加工品を活用した新たな商品開発に要する経費 ○既存商品の改善・改良に要する経費 ○上記商品の販路拡大・販売促進に要する経費
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）	補助対象経費の3分の2以内（上限30万円）

### ■対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、市税等の滞納のない方。
- ・認定農業者又は3戸以上の農林漁業者により構成された団体。ただし団体は、規約等の定めのあるものに限ります。

### ■申込み 事前の申し込みが必要になります。

- ①西都市農林水産業6次産業化推進事業申込書
  - ②作業工程表
  - ③見積書（施設整備等事業のみ）
  - ④図面（施設整備等事業の施設整備のみ）
  - ⑤カタログの写し（施設整備事業の機械導入のみ）
- ※①、②については農政課に備えています。

### ■受付

随時、申し込みを受け付けています。ただし、先着順とし、予算額に達した時点で受付を終了します。

（文書取扱：農政課食創生推進係 43-0382）

## 西都市地域特産品開発支援事業補助金のご案内

市では、本市の新たな魅力を創出することを目的として、市内で生産される農林水産物を活かした特産品の開発事業等を実施する団体に対して補助金を交付します。この補助金は新商品開発に限らず、既に販売されている商品の改良や、販売促進事業にも活用することができます。

### ■補助対象となる事業

- ①新たな地域特産品を開発する事業
- ②既存の地域特産品を改良する事業
- ③地域特産品の販売促進事業

### ■補助対象者

市内に住所又は活動の拠点を有する者3人以上で組織された団体。ただし団体は、規約等の定めのあるものに限ります。

### ■補助対象経費

- ①地域特産品の開発、改良に要する経費
- ②商品のパッケージ、ラベル等の作製に要する経費
- ③地域特産品の販売促進に要する経費

### ■補助金の額

補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

### ■申請方法

申請書類等は西都市役所 農政課 食創生推進係でお渡しします。その際に 補助事業の概要及び注意事項等をご説明します。

### ■申請受付期間及び場所

受付期間：4月17日（月）～5月12日（金）

受付時間：土日祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで。

受付場所：お手数ですが、農政課の窓口まで直接お越しください。

### ■審査・決定

この事業は、申請後、西都市地域特産品開発支援事業補助金審査会にて厳正な審査を行った上で補助金の交付の可否を決定します。よって、申請された事業内容すべてには補助金が交付されない場合がありますのでご理解ください。

（文書取扱：農政課食創生推進係 43-0382）

## さいとくポイント制度が始まりました

「さいとくポイント制度」とは、  
さいとくカードを利用した「西都市地域ポイント制度」のことです。

西都市では、4月から「さいとくポイント制度」を開始しました。

「いいことをしていいことに使おう」、「地域のお金は地域で回す」をキャッチフレーズに、皆さまの市民活動やボランティア活動、健康増進活動など、市が指定する行事やイベントに参加された場合に「さいとくポイント」を進呈いたします。一定以上貯まったポイントは商工会議所ギフト券（500ポイント以上）に交換して地元の商店等で使用できます。ただし、カードの発行につきましては事前申込みが必要となります。

### ◆申込みについて

【参加資格】 西都市内外を問わず15歳以上の方であればどなたでも参加できます。

【参加申込】 下記の申込場所において、「さいとくカード制度参加申込書」に必要事項を記入してください。その場で「さいとくカード」を発行します。

【申込場所】 市商工観光課・情報コーナー・各支所、  
DEVELOP-SAITO（パオ1階ATM側入口付近）

※カード発行特典として、さいとくカード発行時に、300ポイント（1ポイント＝1円）が付与されます。

### ◆ポイント進呈対象行事・イベント

市が指定する市民活動、各種ボランティア活動、健康増進活動、経済活動などについては、市の広報紙やお知らせ、ホームページ等において、「\*さいとくポイント進呈対象事業です\*」といった表記、またはポイント進呈ロゴを掲載して、随時お知らせします。

【問 合 せ】 市商工観光課 43-3222  
DEVELOP-SAITO 35-4029

（文書取扱：商工観光課）

## 国民年金保険料の

## 学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{＜所得のめやす＞} \quad 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課年金係にご持参ください。

- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- ・在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので、両面のコピーが必要です）
- ・印鑑
- ・申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がありましたら市民課年金係にお尋ねください。

【問合せ先】 市民課年金係 43-1221

（文書取扱：市民課）

## 木造住宅・木造倉庫販売のお知らせ

県立産業技術専門校木造建築科の生徒が実習で建築した「木造住宅（骨組みのみ）1棟・木造倉庫（骨組みのみ）5棟」を販売します。

### ■販売価格

- ①木造住宅（延べ面積108.53㎡） 376,846円
- ②木造倉庫3棟（延べ面積9.72㎡：切妻） 1棟あたり32,547円
- ③木造倉庫2棟（延べ面積9.94㎡：片流れ） 1棟あたり38,099円

### ■販売条件

- 解体・運搬（搬出）を5月30日（火）までに行える方。
- 解体・運搬・建築等に伴う手続は、すべて購入者で行うこと。
- 販売等営利を目的とした申込みはできません。
- 販売する木造住宅は、展示現状渡し、ただし設備機器、扉、サッシ、基礎を除く。
- 販売する木造倉庫は、骨組みのみです。ただし、③については、高鍋校にて受取・運搬（搬出）を行うこととなります。

### ■申込期間

4月10日（月）から5月8日（月）まで

※土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

### ■申込方法

県立産業技術専門校の備え付けの申込票に記入してください。

※木造住宅の申込者が2名以上の場合は、5月15日（月）午後2時から抽選を行います。

※木造倉庫の申込者が6名以上の場合は、5月15日（月）午後3時から抽選を行います。

### ■問合せ先

県立産業技術専門校 管理課 西都市大字右松362-1  
42-6501

- 見学できる日時：平日の午前9時から午後4時まで（住宅のみ）  
（文書取扱：商工観光課）

## 男女共同参画社会を目指して 講師の派遣を行います

**\*さいとくポイント進呈対象事業です\***

市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を目指し、講演会等を希望される団体に講師の派遣を行っています。

これからの地域づくりや、暮らしを取り巻くさまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講演内容や講師についてご希望がある場合はご相談ください。

### 講演内容（例）

男女共同参画の基礎理解、子育てと男女共同参画、DV（デートDV）、からだところろ、地域づくりと男女共同参画、防災と男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、人間関係づくり、女性の地位向上に係る学習（年金・介護制度等の理解促進）など

○派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上

○申込期間：平成30年2月28日（水）まで

○申込先：市民協働推進課 43-1204

※講師との日程調整が必要になりますので、お申込みは開催希望日の1ヶ月前～2ヶ月前までにご連絡ください。

（文書取扱：市民協働推進課）

平成29年度西都市民会館共催文化事業  
**第22回宮崎国際音楽祭スペシャルプログラム**  
**サテライト・コンサート in 西都**  
**「ライナー・キュッヒル 魅惑のウィнна・ワルツ」**  
\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

宮崎県・宮崎県立芸術劇場が主催される宮崎国際音楽祭を西都で開催！  
世界最高峰のオーケストラ、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団第1  
コンサートマスターを24年間務められたライナー・キュッヒルと、ウィ  
ーン・フィルの首席奏者2名、アマンダ・フォーサイスを加えたカルテッ  
ト（弦楽四重奏）が西都に初登場！！

「ウィнна・ワルツ」や「ポルカ」など、本場ウィーンの薫りを楽しんで  
いただけるコンサートをお届けします。

- 【日 時】 5月5日（金・祝日）  
13時30分 開場 14時 開演
- 【入場料金】 一般2,000円  
U25（25歳まで）1,000円  
全席自由  
※就学前のお子様のお入場はできません。
- 【出演者】 ライナー・キュッヒル  
アマンダ・フォーサイス 他
- 【会 場】 西都市民会館 ホール
- 【お問合せ】 西都市民会館（43-5048）

ホームページとフェイスブックで、いろいろな情報を発信しております。

■西都市民会館ホームページ (<http://saito-ch.com/>)

■西都市民会館フェイスブック

是非ご覧ください。

（文書取扱：社会教育課）

## 働く婦人の家「陰陽ヨガ」講座開催

\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

陰（静）と陽（動）を取り入れた県内でも珍しいヨガ講座です。

陰ヨガは比較的動きの少ないヨガで、1ポーズ3～5分保つ動きで、主  
に関節・骨・筋に働きかけて柔軟性を高めていきます。アロマの香りと共  
に心身をリラックスさせましょう。

- 【開講日】 5月12日（金） 毎月第2・4金曜日  
19時30分～21時（全15回）
- 【場 所】 西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【対象者】 西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】 友の会費200円（初回のみ）
- 【準備物】 ヨガマットを各自お持ちください。
- 【定 員】 15名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

### ◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012  
西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。  
※必要事項…①講座名「陰陽ヨガ」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢、  
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）、  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。  
※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。
- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで  
土 曜 9時30分～16時まで（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 4月1日（土）～28日（金） ※最終日消印有効
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

（文書取扱：商工観光課）

## 働く婦人の家「手作りリネン服」講座開催

\* さいとくポイント進呈対象事業です \*

肌触り・機能性に優れたリネンやコットンの生地で、洋服を手作りする講座です。初心者の方でも、丁寧な指導で楽しく受講できます。

【開講日】 5月13日（土） 毎月第2・4土曜日  
10時～12時（全12回）

【場 所】 西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【対象者】 西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】 友の会費200円（初回のみ）、材料費実費

【準備物】 ミシン、洋裁用具

【定 員】 6名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

### ◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。  
※必要事項…①講座名「手作りリネン服」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢、  
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）、  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。  
※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。
- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで  
土 曜 9時30分～16時まで（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 4月1日（土）～28日（金） ※最終日消印有効
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

（文書取扱：商工観光課）

## 働く婦人の家「3B体操」講座開催

\* さいとくポイント進呈対象事業です \*

「3B体操」は、ボール・ベル・ベルトといった3つの用具を使い、運動不足を無理なく楽しく解消する健康体操です。初めての方、運動が苦手な方でも大丈夫です。3B体操を始めてみませんか。

【開講日】 5月22日（月） 毎月第2・4月曜日  
10時～12時（全15回）

【場 所】 西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【対象者】 西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】 友の会費200円・用具使用料300円（初回のみ）

【準備物】 体育館シューズ、タオル、水分補給用の飲料水

【定 員】 15名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

### ◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。  
※必要事項…①講座名「3B体操」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢、  
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）、  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。  
※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。
- 受付時間 月曜～金曜：9時30分～20時まで  
土 曜：9時30分～16時まで（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 4月1日（土）～28日（金） ※最終日消印有効
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

（文書取扱：商工観光課）



## 平成29年度手話奉仕員養成講座のお知らせ

西都手話サークルでは、手話を通じて聴覚に障がいのある人との交流を図り、お互いに理解し合うことを目的とした手話奉仕員養成講座を次のとおり開催します。

あなたも一緒に手話をしてみませんか。

- 【日 程】 毎週火曜日 午後7時30分～午後9時30分  
(5月9日～平成30年3月20日)
- 【場 所】 西都市公民館 1階
- 【開 講 日】 5月9日(火)
- 【必要なもの】 印鑑・筆記用具・受講費用5,754円  
(受講費用内訳) ①テキスト資料代 3,754円  
②県聴障協ニュース 2,000円
- 【申 込 先】 西都市福祉事務所障害福祉係
- 【受付時間】 4月3日(月)～5月8日(月)  
平日(月～金曜日)  
午前8時15分～午後5時15分

※詳しいことは、障害福祉係までお問い合わせください。

○問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206

(文書取扱：福祉事務所)

## 「点訳ボランティア養成講習会」 受講生を募集します

西都点訳ボランティア「このはな」では、平成29年度点訳ボランティア養成講習会の受講生を募集しています。

この講習会では、点字の基礎知識からパソコン点訳までを学び、講習会修了後もボランティア活動に携わっていただく方の養成を目的としています。点訳に関心のある方は、ぜひご参加ください。

- 【日 程】 毎月第2・4木曜日(4月～平成30年3月)  
午前10時～午前12時
- 【場 所】 西都市生きがい交流広場
- 【受 講 料】 無料  
※ただしテキスト代、保険料は自己負担となります。
- 【定 員】 10名
- 【そ の 他】 個人でノートパソコンが必要です。
- 【申込み先】 西都点訳ボランティア「このはな」  
090-5941-7684(成合)
- 【申込み期限】 4月17日(月)

(文書取扱：福祉事務所)

## あなたの地域でも「いきいき百歳体操」を始めませんか？ 事前説明会に伺います

高齢者の方がいつまでも元気で自分らしく暮らしていくための「いきいき百歳体操」に取り組む地域を募集します。関心のある地域には事前説明会を開催します。まずは、説明会で百歳体操を体験してみませんか？皆で集まって体操をすると楽しいし、何歳でも運動機能は向上します。

多くの地域の方の申し込みをお待ちしています。

〔対象〕 介護予防事業「百歳体操」に関心のある地域

〔内容〕 ◎事前説明会～事業の説明及び百歳体操の実施

※事業開始希望地域には、4回の技術支援に伺います。

◎4回の技術支援～体力測定、体操指導等

※体操のDVD及びおもりの貸出を行います。

◎各地区で毎週1回体操等に取り組みます。

◎3・6・12か月後に体力測定等健康支援に伺います。

〔日時〕 希望地域との調整で決定します。 ※1時間半程度

〔場所〕 各地域の公民館等、高齢者が通いやすい場所

〔準備が必要な物〕

◎事前説明会から必要な物→背もたれ付きイス（人数分）

※短期間のイスの貸し出しについては相談に応じます。

◎技術支援から必要な物→自動血圧計・テレビ等

〔申込み方法〕

健康管理課介護保険係（43-3024）に電話でお申し込み下さい。

（文書取扱：健康管理課介護保険係）

## 西都市内 中学・高校生のみなさん ジュニア・リーダークラブに入ってみませんか

西都市ジュニア・リーダークラブは、子ども会のお手伝いやボランティア活動を行っています。

子ども会活動の支援としてプログラムを作成したり、レクリエーションやゲーム、バルーンアートなどを行います。

新中学1年生～高校3年生で興味のある方は、ジュニア・リーダーとして一緒に活躍してみませんか？

◆活動内容 夏休みに2泊3日のリーダー研修（延岡市むかばき）  
クリスマス会の開催、祭りなどでのボランティア活動、  
宮崎県内のジュニア・リーダーとの交流会、  
出張子ども会など

◆活動日 毎月第3日曜（家庭の日）の午前中 + イベント実施の日

◆入会条件 西都市内に在住の中・高校生

◆年会費 2,000円

◆締め切り 随時

◆申し込み・問合せ先 西都市教育委員会 社会教育課 43-3479

（文書取扱：社会教育課）

## 「パソコン・販売実践科」ハロートレーニング公共職業訓練生（デュアル訓練）募集

- 訓練の目的・・・求職中の方が再就職する為に必要なパソコン関連の知識・技能を習得。さらに資格を取得することにより早期就職を図ることを目的としています。また、地域観光・産業知識の習得により、職業選択の幅が広がります。
- 受講対象者・・・公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方。  
※合格後は訓練開始までに、ジョブ・カードの作成支援を受けることが必要です。
- 訓練内容・・・パソコンの基本操作、ワード、エクセル、インターネットの実技活用法、マーケティングの知識やビジネスマナー等を学び、幅広い事務・販売系の仕事に対応できる技術の習得と実践。
- その他・・・雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。  
詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください。

訓練科名	パソコン・販売実践科	定員	20名
訓練期間	6月27日（火）～10月26日（木）までの4か月 職場実習 9月26日（火）～10月24日（火） ※職場実習は西都市内及び近郊企業で行います。企業における勤務時間帯となります。		
訓練時間	9：00～16：00 毎週 月曜～金曜（土・日・祝日・訓練休を除く）		
訓練場所	西都高等職業訓練校 西都市大字三宅2215番地 電話43-1087 FAX32-0006		
費用等	教材費12,074円、職業訓練生総合保険料（4か月3,600円全員加入）自己負担		
受講料	無料（ただし、資格取得のための受験料・問題集代は自己負担となります）		
応募方法	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、入校願を提出してください。		
募集期間	3月31日（金）～5月17日（水）		
選考日	5月26日（金） ◎受付 9：30～9：50（遅刻及び欠席の場合は辞退とみなします。） ◎適性検査・面接 10：00～12：30（人数によって異なります。） ※携帯品・・・筆記用具（鉛筆3本）、上履き（スリッパ等）をご持参ください。		
選考会場	西都高等職業訓練校 3階大会議室 ※駐車場あります。		

### 【取得可能な資格】

- ・コンピュータサービス技能評価試験  
ワープロ技士・表計算技士（3級・2級）
- ・日本商工会議所主催 販売士検定（3級）
- ・実務技能検定協会主催 秘書検定（3・2級）

### 【カリキュラム内容】

オリエンテーション、コンピュータ概論、Windows基礎、文書作成（基礎・応用）、表計算（基礎・応用）、インターネット・電子メール、販売管理、地域観光マーケティング、ホームページ作成、プレゼンテーション、総合演習、就職支援、キースキル講習、職場実習

### 【総訓練時間 489時間（82日間）】

学 科	171時間
実 技	198時間
職場実習	120時間

実施主体：宮崎県立産業技術専門校  
電話42-6509、42-6510  
FAX 42-6511

（文書取扱：商工観光課）

- 問合せ先・・・ハローワーク高鍋 0983-23-0848  
ハローワーク宮崎 0985-23-2245  
～ 急 が ば 学 べ ～

## 平成29年度 西都市文化ホール文化事業 第9回あいそめカラコンまつり 参加者募集

**\*さいとくポイント進呈対象事業です\***

性別や曲のジャンルを問わず、どなたでも参加できる楽しいカラオケまつりです。

LEDの色鮮やかなスポットライトに照らされ、貴女も、貴男もスターになって歌いましょう。

どうぞふるってご参加ください。

- 【日 時】 6月11日（日）開場 9時30分 開演 10時
- 【会 場】 西都市文化ホール（コミュニティプラザパオ3階）
- 【参加申込】 申込書に必要事項をご記入の上、参加料金を添えて、西都市文化ホール事務所（西都市働く婦人の家内）にお申込みください。
- 【参加料金】 3,000円（デュエットは1名1,500円）
- 【募集人数】 90名 ※ただし、定員になり次第締め切ります。
- 【申込期間】 4月15日（土）～5月15日（月） 日曜・祝日は除く
- 【受付時間】 平 日：午前9時30分～午後8時  
土曜日：午前9時30分～午後4時
- 【問合せ先】 西都市文化ホール事務所（西都市働く婦人の家内）  
TEL 32-6300 FAX 32-6333

（文書取扱：商工観光課）

## 法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

家庭内の問題（夫婦・親子、結婚・離婚、相続など）や、隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

- 日 時 4月18日（火）  
午前10時から午後3時まで
- 場 所 市役所南庁舎1階
- 相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

- パソコンから（大人・子ども共通）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

（文書取扱：市民協働推進課）